

San-inNet  
レンタルサーバサービス  
サービス約款

平成13年1月現在

セコム山陰株式会社

# San-inNet レンタルサーバサービス約款

## 目 次

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| 第1章 San-inNet レンタルサーバサービス     | 1 |
| 第1節 総 則                       | 1 |
| 第1条 (取扱いの準則)                  | 1 |
| 第2条 (約款の変更)                   | 1 |
| 第3条 (用語の定義)                   | 1 |
| 第4条 (San-inNet レンタルサーバサービス種別) | 1 |
| 第5条 (San-inNet レンタルサーバサービス品目) | 1 |
| 第6条 (提供区域)                    | 1 |
| 第2節 利用契約                      | 1 |
| 第7条 (利用契約の単位)                 | 1 |
| 第8条 (契約者による第三者に対するサービスの提供)    | 1 |
| 第9条 (契約の最低利用期間)               | 1 |
| 第10条 (権利譲渡の禁止)                | 1 |
| 第11条 (ドメインの所有権)               | 2 |
| 第3節 利用申込等                     | 2 |
| 第12条 (利用申込)                   | 2 |
| 第13条 (利用契約の成立)                | 2 |
| 第14条 (利用申込の受付とサービスの開始)        | 2 |
| 第15条 (申込の拒絶)                  | 2 |
| 第4節 契約事項の変更等                  | 2 |
| 第16条 (契約事項の変更等)               | 2 |
| 第17条 (法人の契約者の地位の承継)           | 2 |
| 第18条 (個人の契約者の地位の承継)           | 2 |
| 第19条 (契約者の氏名等の変更)             | 2 |
| 第5節 サービス提供の停止等                | 2 |
| 第20条 (サービス提供の停止)              | 2 |
| 第21条 (サービス提供の中止)              | 3 |
| 第22条 (通信利用の制限)                | 3 |
| 第23条 (サービスの廃止)                | 3 |
| 第6節 契約の解除                     | 3 |
| 第24条 (当社が行う利用契約の解除)           | 3 |
| 第25条 (契約者が行う利用契約の解除)          | 3 |
| 第26条 (解約に伴う保証)                | 3 |
| 第7節 料金等                       | 3 |
| 第27条 (料金等)                    | 3 |
| 第28条 (課金開始日)                  | 3 |
| 第29条 (契約者の支払い義務)              | 3 |
| 第30条 (料金等の請求時期及び支払期日)         | 4 |
| 第31条 (割増金)                    | 4 |
| 第32条 (遅延損害金)                  | 4 |
| 第33条 (消費税)                    | 4 |
| 第34条 (初期費用及びサービス月額費用の額)       | 4 |
| 第35条 (契約解除に伴う料金の清算方法)         | 4 |
| 第8節 情報の取扱い                    | 4 |
| 第36条 (情報の取扱い)                 | 4 |
| 第37条 (バックアップ)                 | 4 |
| 第38条 (契約者のデータの権利)             | 4 |
| 第39条 (当社による編集・出版)             | 4 |
| 第9節 雑則                        | 4 |
| 第40条 (機密保持)                   | 4 |
| 第41条 (利用不能における料金等の清算)         | 4 |
| 第42条 (契約者の義務)                 | 5 |
| 第43条 (通信設備等)                  | 5 |
| 第44条 (接続業者)                   | 5 |
| 第45条 (指定ソフトウェア)               | 5 |
| 第46条 (免責)                     | 5 |
| 第10節 その他                      | 5 |
| 第47条 (契約者名の公開)                | 5 |
| 第48条 (その他)                    | 5 |

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 別表第1号 サービス種別及び料金        | 6 |
| 1 San-inNet レンタルサーバサービス | 6 |
| 2 ドメイン取得代行サービス          | 6 |
| 3 オプションサービス             | 6 |

平成13年1月1日 本約款は予告なく変更することがあります。

## 第1節 総則

### 第1条 取扱いの準則

セコム山陰株式会社(以下「当社」といいます)は、当社が定めたSan- inNetレンタルサーバサービス約款(以下「本約款」といいます)に基づき、San- inNetレンタルサーバサービスを提供します。San- inNetレンタルサーバサービスのご利用は、契約者が本約款を承認している事を前提とします。

### 第2条 約款の変更

当社は、契約者の承認を得ることなく本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後のSan- inNetレンタルサーバサービス約款によります。可能な限り、当社は本約款を変更する前に、当該変更により影響を受けることになる契約者に対して、当社の定めた方法によりその内容を通知します。

### 第3条 用語の定義

本約款において、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

| 用語                    | 用語の意味   |
|-----------------------|---|
| San- inNetレンタルサーバサービス | 当社及び当社が指定した業者が管理するインターネットに接続されたコンピューター機器(以下「サーバ」といいます)内に、契約者のデータ(以下「データ」といいます)を保持する為の電気的な保管空間を作成し、契約者に貸出しすると共に、当社がサーバの設定及び接続環境を保守・管理し、サーバの一部機能の利用権を設定するサービス                                       |
| 利用契約                  | 当社からSan- inNetレンタルサーバサービスの提供を受ける為の契約  |
| 契約者                   | 当社とSan- inNetレンタルサーバサービス利用契約を締結している方  |
| San- inNetインターネットサービス | 当社が提供する電気通信サービスであり、当社の電気通信設備を介してインターネット利用者間での電子メール交換、ファイル転送リモートログインによるデータベース検索等の付加機能を提供するサービス及び当社の電気通信回線設備をゲートウェイとして既存のインターネット網へのアクセスを、TCP/IP網インターフェースで提供するサービス。専用線型IP接続サービスとダイヤルアップ型IP接続サービスとがある |
| ドメイン名                 | 日本ネットワークインフォメーションセンターによって割り当てられる組織を示す名前   |
| ドメイン                  | 一つのドメイン名によって示される範囲  |

### 第4条 San- inNetレンタルサーバサービス種別

San- inNetレンタルサーバサービスには、次のサービス種別があります。

| サービス種別                    | 内容  |
|---------------------------|---|
| San- inNetレンタルサーバpersonal | 当社が定める容量のデータをサーバのディスク上に保管でき、当社が定めるサーバの一部機能の利用権を設定するサービス。                      |
| San- inNetレンタルサーバextra    | 当社が定める容量のデータをサーバのディスク上に保管でき、当社が定めるサーバの一部機能の利用権を設定するサービス。ドメイン名に関する付加サービスを利用可能。 |

### 第5条 San- inNetレンタルサーバサービス品目

San- inNetレンタルサーバサービスサービス品目と内容は、別表第1号の1(San- inNetレンタルサーバサービス)で定める内容とします。

### 第6条 提供区域

San- inNetレンタルサーバサービスの提供区域は、日本国の全ての地域とします。

## 第2節 利用契約

### 第7条 利用契約の単位

San- inNetレンタルサーバサービスの利用契約は、サービス種別により以下の通りとする。

(1)San- inNetレンタルサーバpersonalについては、San- inNetインターネットサービスのダイヤルアップ接続につき一契約とする。

(2)San- inNetレンタルサーバextraについては、San- inNetレンタルサーバextraの基本サービスにつき一契約とする。

### 第8条 契約者による第三者に対するサービスの提供

契約者がSan- inNetレンタルサーバサービスを用いて、第三者に独自のサービスを行う場合は、当社が別途定める方法により、当社の承諾を得るものとします。この場合、契約者は当該第三者に本約款を遵守させるものとします。

### 第9条 契約の最低利用期間

San- inNetレンタルサーバサービスの最低利用期間は、サービス種別により以下の通りとする。

(1)San- inNetレンタルサーバpersonalについては、San- inNetインターネットサービスダイヤルアップ接続型IP接続サービス約款による。

(2)San- inNetレンタルサーバextraについては、最低利用期間を一年間とする。

### 第10条 権利譲渡の禁止

契約者は、San- inNetレンタルサーバサービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡することはできません。

## 第11条 ドメインの所有権

利用者の申請に基づき当社が代行して取得したすべてのドメインの所有権は利用者に帰属するものとします。

## 第3節 利用申込等

### 第12条 利用申込

San- inNetレンタルサーバサービスのサービス種別によって、利用申込の方法を次の通りとします。

(1)San- inNetレンタルサーバpersonalについては、San- inNetレンタルサーバpersonal同意書に対する同意をもって承諾します。

(2)San- inNetレンタルサーバextraについては、契約申込者が記名捺印した利用申込書の提出をもって利用申込を受け付け、必要な審査・手続等を経た後に当該利用申込を承諾します。

2.利用申込書の提出にあたっては、当社が指定した第三者による取次を認めます。

### 第13条 利用契約の成立

San- inNetレンタルサーバサービス利用契約は、利用申込に対し、当社がこれを承諾したときに成立します。

### 第14条 利用申込の受付とサービスの開始

当社が利用申込を承認した場合、San- inNetレンタルサーバサービスのサービス種別により、サービス開始の通知を次の通りとします。

(1)San- inNetレンタルサーバpersonalについては申込登録が完了次第ご利用できます。

(2)San- inNetレンタルサーバextraについては、サービス開始日・申込内容を明記したサービス開始の確認書及び必要なID・パスワードを文書により通知します。契約者はサービス開始日以降、実際のサービス利用の有無に係わらず、当社の定める方法により利用料金を支払うこととします。但し、当社の責によりサービスが利用できなかった場合はこの限りではありません。

### 第15条 申込の拒絶

当社は、次の各号に該当する場合には、San- inNetレンタルサーバサービスの利用の申込を承諾しない場合があります。

(1)申込に拘わるSan- inNetレンタルサーバサービスの提供又は当該サービスに拘わる装置の保守が技術上著しく困難な場合

(2)San- inNetレンタルサーバサービスの申込者が、当該申込に拘わる契約上の義務を怠る恐れがあることが明らかである場合

(3)San- inNetレンタルサーバサービスの申込者が、第19条(サービス提供の停止)第1項に該当する場合

(4)San- inNetレンタルサーバサービスの利用申込書に虚偽の事実を記載した場合

(5)その他前各号に準ずる場合で、当社が契約締結を適当でないとして判断した場合

2.前項の規定により、San- inNetレンタルサーバサービスの利用の申込を拒絶した場合、当社は申込者に対し書面によりその旨を通知します。

## 第4節 契約事項の変更等

### 第16条 契約事項の変更等

契約者は、San- inNetレンタルサーバサービスのサービス種別の変更を請求することができます。この場合、当社が別に定める申請方法により所定の事項を記載した書面を提出するものとします。

2.当社は、前項の請求があったときは、第3節(利用申込等)の規定に準じて取り扱います。

### 第17条 法人の契約者の地位の承継

契約者である法人が合併その他の理由によりその地位の承継があったときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人等は、承継したことを証明する書類を添えて承継の日から30日以内にその旨を当社に通知するものとします。

2.第14条(申込の拒絶)の規定は、前項の場合に準用します。

3.前2項の場合において、地位を承継したものが二名以上あるときは、そのうち一名を当社に対する代表者と定め、併せて書面によりその旨を当社に通知して下さい。これを変更した時も同様とします。

4.当社は、前項の規定による通知があるまでの間、その地位を承継した者の内一名を代表者とみなします。

### 第18条 個人の契約者の地位の承継

契約者である個人が死亡した場合には、当該個人に拘わるSan- inNetレンタルサーバサービスは終了します。但し、相続開始の日から二週間を経過する日迄に当社に申し出ることにより、相続人(相続人が複数ある時は、遺産分割協議により契約者の地位を承継した者で一名に限る)は、引続き当該契約によるSan- inNetレンタルサーバサービスの提供を受けることができます。この場合、相続人は死亡した契約者の当該契約上の地位を承継するものとします。

2.第14条(申込の拒絶)の規定は、前項の場合に準用します。

### 第19条 契約者の氏名等の変更

契約者は、その氏名、商号、代表者、住所等に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当社に通知するものとします。

## 第5節 サービス提供の停止等

### 第20条 サービス提供の停止

当社は、契約者が次の各号の何れかに該当する場合には、期間を定めSan- inNetレンタルサーバサービスの提供を停止することがあります。

(1)San- inNetレンタルサーバサービスの料金、割増金又は遅延損害金等の支払期日を経過してもなお支払わないとき

(2)申込にあたって虚偽の事項を記載したことが判明したとき

(3)当社が提供している装置が安定稼働できなくなるほど月間転送量が極端に多くなると当社が判断したとき

(4)前各号に掲げる事項の他、本約款に違反する行為で、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼす、又は及ぼす恐れのある行為をしたとき

(5)第34条(情報の取り扱い)の規定に違反したとき

2. 当社は、前項の規定によりSan- inNetレンタルサーバサービスの提供を停止しようとする時は、予め実施期日及び実施期間を契約者に対し、当社の定める方法で通知します。

3. 利用者は、当社サーバ及びネットワークに過度な負担をかけてはならない。この場合、当社の判断により利用者に事前通知することなくSan- inNet レンタルサーバサービスまたは対象プログラムの利用を即時停止させることができるものとします。

#### 第21条 サービス提供の中止

当社は、次の各号の何れかに該当する場合、San- inNetレンタルサーバサービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき
- (2) 当社の電気通信設備に障害が発生したとき
- (3) 第21条(通信利用の制限)の規定による時
- (4) 第1種電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することによりSan- inNetレンタルサーバサービスの提供を行うことが困難になったとき

2. 当社は、前項第1号の規定によりSan- inNetレンタルサーバサービスの提供を中止しようとするときは、その14日前迄にその旨を契約者に当社の定める方法で通知します。但し、緊急時や、やむを得ない場合はこの限りではありません。

3. 第1項第2号、第3号、第4号により中止するときは、予めその理由、実施期日及び実施期間を契約者に、当社の定める方法で通知します。但し、緊急時や、やむを得ない場合はこの限りではありません。

#### 第22条 通信利用の制限

当社は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信サービスの一部又は全てを利用する事ができなくなった場合には、公共の利益の為に緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱う為、San- inNetレンタルサーバサービスの提供を制限、又は中止する措置を取ります。

2. San- inNetレンタルサーバサービスの契約者で、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じさせる行為をした時には、利用を制限することがあります。

#### 第23条 サービスの廃止

当社は、都合によりSan- inNetレンタルサーバサービスの特定のサービス種別又は品目を廃止する事があります。

2. 当社は前項の規定によりサービスの廃止をするときは、契約者に対し、廃止する三ヶ月前迄に書面によりその旨を通知します。

3. 契約者は、第1項のサービスの廃止があったときは、当社に請求することより、当該廃止に拘わるサービスに代えて、他の種別及び品目のサービスを受ける事ができます。この場合における、当該請求については第15条(契約事項の変更等)の規定を準用します。

### 第6節 契約の解除

#### 第24条 当社が行う利用契約の解除

当社は、第19条(サービス提供の停止)第1項各号の何れかに該当する場合、同条に定める提供の停止をすることなく直ちに利用契約を解除することができます。

2. 当社は、前項の規定により利用契約を解除しようとするときは、書面により契約者にその旨を通知します。

#### 第25条 契約者が行う利用契約の解除

契約者は、San- inNetレンタルサーバサービス契約を解除するとき(次項又は第3項の規定による場合を除く)は、当社に対し書面によりその旨を通知するものとします。この場合における解除の効力は、当該通知があった日が20日迄であれば翌月に、20日以降であれば翌々月に生じるものとします。

2. 契約者は、第20条(サービス提供の中止)又は第21条(通信利用の制限)に定めた事由が生じたことにより、San- inNetレンタルサーバサービスを利用することができなくなった場合において、契約者が当該サービスに拘わる契約の目的を達することができないと認める時は、当該契約を解除する事ができます。この場合、解除はその通知が当社に到着した日にその効力が生じるものとします。

3. 第22条(サービスの廃止)第1項の規定により特定のサービス種別又は品目が廃止された時(同条第3項の規定により、サービス種別又は品目に変更があった場合を除く)は、当該廃止の日当該種別に拘わるSan- inNetレンタルサーバサービス契約が解除されたものとします。

#### 第26条 解約に伴う保証

利用者が本約款を解約しSan- inNetレンタルサーバサービス利用を停止する場合に発生する利用者のデータの損失、損害に対し当社は一切の責任を負わないものとします。

### 第7節 料金等

#### 第27条 料金等

San- inNetレンタルサーバサービスの料金及び関連費用(以下「料金等」といいます)は、以下の項目からなります。

| 区分       | 内容                                       |
|----------|--|
| 初期費用     | 契約者がサービスを受けるに当たって支払う加入料を含む一時金です          |
| サービス月額費用 | 契約者がSan- inNetレンタルサーバサービスの対価として毎月支払う費用です |

#### 第28条 課金開始日

San- inNetレンタルサーバサービスの課金開始日は、第12条(利用契約の成立)及び第13条(利用申込の受付とサービスの開始)の規程により契約が成立し、当社が発送するサービス開始確認書において課金開始日として記載した日をいいます。

#### 第29条 契約者の支払い義務

契約者は当社に対し、San- inNetレンタルサーバサービスの利用に拘わる第25条(料金等)に規定した初期費用、サービス月

額費用を、サービス種別毎に当社が定める方法で支払うものとします。

### 第30条 料金等の請求時期及び支払期日

San- inNetレンタルサーバサービスの料金等は、毎月当社の定める方法により請求致します。  
2. 当社は、初期費用を契約成立後速やかに支払期限を定めて請求します。  
3. 前各項の定めにより料金等の請求を受けた契約者は、請求書に指定する支払期日迄に当社が指定する方法により、その料金等を支払うものとします。

### 第31条 割増金

San- inNetレンタルサーバサービスの料金等を不法に免れた者は、その免れた額その他、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします)の2倍に相当する額を割増金(以下「割増金等」といいます)として支払うものとします。

### 第32条 遅延損害金

契約者は、San- inNetレンタルサーバサービスの料金等又は割増金等の当社に支払うべき料金の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき未払額に対する年率14.5%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

### 第33条 消費税

契約者が当社に対しサービスに関する料金等を支払う場合、支払う額は当該料金等の額に消費税相当額(消費税法、昭和六十三年法律第八号及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額)を加算した額とします。

### 第34条 初期費用及びサービス月額費用の額

San- inNetレンタルサーバサービスの初期費用及びサービス月額費用の額は、別表第1号の1(San- inNetレンタルサーバサービス)でサービス品目に定めた額とします。

### 第35条 契約解除に伴う料金の清算方法

最低利用期間が経過する前に契約が解除された場合(第24条(契約者が行う利用契約の解除)の第2項又は第3項の規定により解除された場合を除く)におけるSan- inNetレンタルサーバサービスのサービス月額費用の額は、課金開始日から当該最低利用期間の末日までの期間の額とします。契約者はこの額を当社の請求に基づき直ちに支払うものとします。

## 第8節 情報の取扱い

### 第36条 情報の取扱い

契約者は、サーバ上のデータ領域(データ保管空間)内で行った一切の行為及びその結果について、当該行為を契約者が為したか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。

2. 当社は、契約者が登録したデータについて、一切の保証をせず、またその責任を負わないものとします。
3. 契約者は、サーバ上のデータ領域(データ保管空間)内での紛争等は自己の責任において解決するものとし、当社又はその他の第三者に迷惑を掛け、或いは何らの損害等も与えないこととします。
4. 契約者は、San- inNetレンタルサーバサービスの利用にあたって以下の行為をしないものとします。
  - (1)公序良俗に反する行為
  - (2)犯罪行為若しくは犯罪の恐れのある行為
  - (3)他人の著作権を侵害する行為
  - (4)他人の財産、プライバシー等を侵害する行為
  - (5)他人の名誉を毀損或いは誹謗中傷する行為
  - (6)リンク先のデータの所有者から承諾を得ずに第三者のデータへリンクを行う行為
  - (7)その他法令に違反する行為
  - (8)San- inNetレンタルサーバサービスの運営を妨げ、若しくは当社の信用、信頼を損なわせる行為
5. 契約者が本約款に違反して当社に損害を与えた場合、当社は当該契約者に対して当社が被った損害の賠償を請求できるものとします。

### 第37条 バックアップ

当社ではデータのバックアップは行いませんので、契約者においてデータの保存を行って下さい。  
2. 当社の責任の有無に係わらず、データが使用不能になった場合、当社は一切の責任を負いませんので予めご了承下さい。

### 第38条 契約者のデータの権利

契約者が登録したデータの著作権法上の権利は、契約者に帰属するものとします。但し、当社はこれらの権利を保護する義務を負わないものとします。

### 第39条 当社による編集・出版

当社は、契約者の承諾を得た上で、契約者の情報を抽出・再編集して、当社のホームページ又は書籍等出版物又は放送媒体を通じて発表することがあります。この場合の一切の権利は当社に帰属するものとします。

## 第9節 雑則

### 第40条 機密保持

当社は、利用契約の履行に際し知り得た契約者の業務上の機密(通信の機密を含みます)を、第三者に漏らしません。

### 第41条 利用不能における料金等の清算

当社は、San- inNetレンタルサーバサービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりその利用が全くできない状態が生じ、且つそのことを当社が知った時刻から起算して、連続して12時間以上San- inNetレンタルサーバサービスが利用できなかったときは、契約者の請求に基づき、当社はその利用が全くできない状態を当社が知った時刻から、そのSan- inNetレンタルサーバサービスの利用が再び可能になったことを当社が確認した時刻までの時間数を12で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます)に基本料の月額60分の1を乗じて得た額をサービス月額費用から差引ます。但し、契約者は当該請求を成し

得ることとなった日から三ヶ月以内に当該請求をしなかったときは、その権利を失うものとします。

#### 第42条 契約者の義務

契約者は、当社から発行されたログイン名及びパスワード管理の責任を負います。ログイン名及びパスワードを忘れた場合は、速やかに当社に届けるものとします。

2. 契約者が国内外を問わず、他のネットワークを経由して通信を行う場合、経由する全てのネットワークの規則に従わなければなりません。

#### 第43条 通信設備等

契約者は、自己の費用と責任において、San- inNetレンタルサーバサービスを利用する為に必要な通信機器、ソフトウェア、San- inNetインターネットサービス契約その他これらに付随して必要となる全ての機器及びサービスを準備し、且つSan- inNetインターネットサービスを經由してSan- inNetレンタルサーバサービスを利用するものとします。

#### 第44条 接続業者

San- inNetレンタルサーバサービスを利用するにあたり必要なインターネット接続環境は、当社のSan- inNetインターネットサービスを利用するものとします。

#### 第45条 指定ソフトウェア

当社は、San- inNetレンタルサーバサービスの利用の為に必要又は適したソフトウェアを指定することがあります。この場合、契約者が他のソフトウェアを用いたときは、当社が提供するサービスを受けられないことがあります。

#### 第46条 免責

当社は、契約者がSan- inNetレンタルサーバサービスの利用に関して損害を被った場合でも、理由の如何を問わず、如何なる責任も負いません。

#### 第10節 その他

#### 第47条 契約者名の公開

契約者は、当社の定める方法により契約者名を公開することを承認します。

#### 第48条 その他

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、松江地方裁判所を契約者と当社の第一審の合意管轄裁判所とします。

#### 附則

本約款は平成11年12月1日より実施

平成12年6月1日一部改正

平成13年1月1日一部改正

別表第1号 サービス種別別及び料金

1 San-inNet レンタルサーバサービス

| サービス種別   | 初期費用                   | サービス品目        | ディスク容量          | 基本 Mail アカウント数 (ディスク容量) | 独自ドメイン使用 | 共通 CGI 使用 | 個別 CGI 使用 | 月額費用                   |
|----------|------------------------|---------------|-----------------|-------------------------|----------|-----------|-----------|------------------------|
| personal | 無料                     | -             | 10MB            | -                       | 不可       | 可         | 不可        | 0 円                    |
| extra    | 10,000 円 (税込 10,500 円) | extra www     | 50MB            | 1 アカウント                 | 可        | 可         | 不可        | 3,000 円 (税込 3,150 円)   |
|          |                        | extra Mail    | -               | 30 アカウント(100MB)         | 可        | 不可        | 不可        | 3,000 円 (税込 3,150 円)   |
|          |                        | extra パック     | 50MB            | 30 アカウント(100MB)         | 可        | 可         | 不可        | 5,000 円 (税込 5,250 円)   |
|          |                        | extra CGI     | 50MB + CGI100MB | 1 アカウント                 | 可        | 可         | 可         | 15,000 円 (税込 15,750 円) |
|          |                        | extra CGI パック | 50MB + CGI100MB | 30 アカウント(100MB)         | 可        | 可         | 可         | 17,000 円 (税込 17,850 円) |

2 オプションサービス

| サービス種別   | サービス品目        | WWW 用ディスク容量追加             | Mail アカウント追加 (ディスク容量)           |
|----------|---------------|---------------------------|---------------------------------|
| Personal | -             | 不可                        | 不可                              |
| Extra    | extra www     | 50MB/3,000 円 (税込 3,150 円) | 不可                              |
|          | extra Mail    | 不可                        | 10 アカウント(20MB)/ 500 円(税込 525 円) |
|          | extra パック     | 50MB/3,000 円 (税込 3,150 円) | 10 アカウント(20MB)/ 500 円(税込 525 円) |
|          | extra CGI     | 50MB/3,000 円 (税込 3,150 円) | 不可                              |
|          | extra CGI パック | 50MB/3,000 円 (税込 3,150 円) | 10 アカウント(20MB)/ 500 円(税込 525 円) |